

倫理規程

(目 的)

第1条 本規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会(以下「本委員会」という)の関係者が遵守すべき倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本委員会の社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に生かされるように図るとともに、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本委員会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(規律対象者の範囲)

第2条 本規程において、規律の対象となる者は、役員及び職員並びにその他の本委員会関係者(以下「役職員等」という)である。それぞれの定義はつぎのとおりとする。

- (1) 役員とは本委員会規約第7条に規定する委員長、事務局長、事業部長、委員をいう。
- (2) 職員とは一般財団法人全日本ろうあ連盟の職員をいう。
- (3) 本委員会関係者とは本委員会規約第19条に規定する技術委員会、医科学委員会の委員及び本委員会に関係した競技団体、競技者、スタッフ等をいう。

(組織の使命及び社会的責任)

第3条 本委員会の役職員等は、本委員会規程第一条に規定する目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらねばならない。

(社会的信用の維持)

第4条 本委員会の役職員等は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第5条 本委員会の役職員等は、関連法令及び本委員会の倫理規程その他の規程を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(役職員等の遵守事項)

第6条 役職員等は以下の事項を遵守しなければならない。

- 1 役職員等は、暴力、セクシャルハラスメントをはじめとするハラスメント行為などの行為を行ってはならない。
- 2 役職員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

ない。

- 3 役職員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 4 役職員等は、補助金、助成金等の経理処理に関して適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役職員等は、自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- 6 役職員等は、八百長等のスポーツの結果に影響を及ぼす不正行為をしてはならない。
- 7 役職員等は、人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障害等に基づく不合理な差別をしてはならない。

(コンプライアンス委員会の設置)

第7条 本委員会事務局にコンプライアンスチームを設置し、この規程の遵守状況を監視する。

2 コンプライアンスチームの組織及び運営に関する事項については、本委員会の決議によりこれを別に定める。

(役職員等がこの規程に違反した場合の処分)

第8条 役職員等が、第6条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、コンプライアンスチームは直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、コンプライアンスチームの意見を聴取したうえ、本委員会の決議により相当の処分をするものとする。

(利益相反の防止及び開示)

第9条 本委員会の役職員等は、その職務の執行に際し、本委員会との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示、その他本委員会が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第10条 本委員会の役職員等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等の開示を求められたときはこれに応じ、補助金等交付団体、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第11条 本委員会の役職員等は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第12条 本協会の役職員等は、公益事業活動の成果の向上のため、絶えず自

(一財) 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会

己研鑽に努めなければならない。

(その他)

第 13 条 本規程の実施に関し必要な事項等の改廃は、全日本ろうあ連盟理事会の議決を経て、全日本ろうあ連盟評議員会に報告する。

附則

本規程は、2022 年（令和 4 年）11 月 13 日から施行する。